

(5) 岡山大学経済学部履修細則【昼間コース】

(趣旨)

第1条 この細則は、岡山大学経済学部規程（平成16年岡大経規程第1号）の規定に基づき、岡山大学経済学部（以下「本学部」という。）昼間コースにおける授業科目の履修方法について必要な事項を定めるものとする。

(教育課程)

第2条 本学部昼間コースの教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

(セメスター制)

第3条 本学部の授業は、「セメスター制」にそって開講する。セメスター制は半年を1学期とし、1学年を原則として前期及び後期の2学期に区分し、以後第4学年まで計8学期にわたり教育課程（カリキュラム）の編成を行う。

これらの学年、学期及びセメスターの関係は次のとおりである。

| 学年 | 第1学年 | | 第2学年 | | 第3学年 | | 第4学年 | |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| セメスター | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター | 第5セメスター | 第6セメスター | 第7セメスター | 第8セメスター |
| 期別 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 |

(教養教育科目)

第4条 教養教育科目の授業科目名及び履修方法等は別に定める。

(専門教育科目)

第5条 本学部で開講する専門教育科目は、次のとおりとし、対象年次に従い履修すること。

2 専門教育科目は、別に定めのない限り、同一名の授業科目を重複して履修することはできない。

3 専門基礎科目の授業科目は次のとおりとする。

| 授 業 科 目 | | | | |
|----------|---------|---------|----------|----------|
| ミクロ経済学入門 | 社会思想史入門 | 統計解析法Ⅱ | 経営学入門 | 世界経済事情 |
| マクロ経済学入門 | 経済学史入門 | 現代日本経済史 | 経済・経営数学Ⅰ | 経済情報処理基礎 |
| 社会経済学入門 | 統計解析法Ⅰ | 会計学入門 | 経済・経営数学Ⅱ | |

4 専門科目の授業科目は次のとおりとする。

| 授 業 科 目 | | | |
|-------------|-----------|----------|-------------|
| ミクロ経済学Ⅰ | 地域経済学 | 日本企業論Ⅱ | *企業法総論 |
| ミクロ経済学Ⅱ | 都市経済学 | 経営戦略論Ⅰ | *会社法Ⅰ |
| マクロ経済学Ⅰ | 環境経済学 | 経営戦略論Ⅱ | *会社法Ⅱ |
| マクロ経済学Ⅱ | 公共経済学 | マーケティングⅠ | *民法総則・物権総論Ⅰ |
| 社会経済学 | 金融論 | マーケティングⅡ | *税法Ⅰ |
| 経済変動論Ⅰ | 金融システム論 | 国際経営Ⅰ | *税法Ⅱ |
| 経済変動論Ⅱ | 現代ファイナンスⅠ | 国際経営Ⅱ | 経済英語Ⅰ |
| 経済学史 | 現代ファイナンスⅡ | 経営組織論 | 経済英語Ⅱ |
| 経済思想史 | 労働経済論Ⅰ | リーダーシップ論 | 特別演習 |
| 国際経済学Ⅰ | 労働経済論Ⅱ | モチベーション論 | 2年次演習 |
| 国際経済学Ⅱ | 社会保障論Ⅰ | 会計システムⅠ | 3年次演習 |
| 産業組織論Ⅰ | 社会保障論Ⅱ | 会計システムⅡ | 就業体験実習 |
| 産業組織論Ⅱ | 世界経済論Ⅰ | 制度会計論Ⅰ | 卒業研究 |
| 経済統計学Ⅰ | 世界経済論Ⅱ | 制度会計論Ⅱ | 卒業論文 |
| 経済統計学Ⅱ | 開発途上国経済Ⅰ | 管理会計論Ⅰ | |
| 計量経済学Ⅰ | 開発途上国経済Ⅱ | 管理会計論Ⅱ | |
| 計量経済学Ⅱ | ヨーロッパ経済論 | 財務会計論Ⅰ | |
| 多変量解析法 | 日本経済史 | 財務会計論Ⅱ | |
| オペレーションリサーチ | 東洋経済史 | 原価計算論Ⅰ | |
| 経済政策論 | 東アジア経済発展史 | 原価計算論Ⅱ | |
| 日本経済論 | 現代中国経済論Ⅰ | 数理経済学Ⅰ | |
| 財政学Ⅰ | 現代中国経済論Ⅱ | 数理経済学Ⅱ | |
| 財政学Ⅱ | 西洋経済史 | 特殊講義 | |
| 地方財政論Ⅰ | アメリカ経済史 | 上級簿記論Ⅰ | |
| 地方財政論Ⅱ | 日本企業論Ⅰ | 上級簿記論Ⅱ | |

5 外国人留学生用の授業科目を次のとおり開講する。

| | | |
|------------------|----------|--|
| 授 業 科 目 | 経済学部開講科目 | 日本経済事情 I A, 日本経済事情 I B, 日本経済事情 II A, 日本経済事情 II B |
| | 法学部開講科目 | 日本法政事情 I, 日本法政事情 II |

(履修コース)

第6条 本学部昼間コースに、履修コースを置く。履修コースには「現代経済分析コース」「国際比較経済コース」「組織経営コース」「会計プロフェッションコース」の4コースがあり、第3セメスターに履修コースを決定する。

2 履修コースの選考方法等は別に定める。

(副専攻コース)

第7条 成績優秀者は、他学部開設の副専攻コースの履修を許可することがある。

2 副専攻コースに関し、必要な事項は別に定める。

(履修科目の上限設定)

第8条 本学部昼間コースにおける履修科目の上限設定は、1学期24単位(集中講義科目を除く。)を限度とする。ただし、4年次は履修科目の上限は設けない。

2 卒業要件単位数に算入しない「教育職員免許状の取得に係る教職に関する科目」及び「職業指導に関する科目」並びに「副専攻コース」等の履修については、履修科目の上限には含まない。

(卒業要件単位数)

第9条 本学部昼間コースの卒業要件単位数は、次の各項により定める単位を含めて合計124単位以上とする。

2 教養教育科目については、次の各号に定める単位を含めて38単位以上修得しなければならない。

| 科目区分 | | 授業科目及び単位数 | 卒業要件単位数 |
|-----------------------|---------|--|--|
| ガイダンス科目 | | | 修学の方法 I 2 |
| 主 題 科 目 | 現代の課題 | 開講授業科目及びその単位数については、 岡山大学教育開発センター長が学年の始め に公示する。 | 4つの主題グループのうちから3つ以上を選択し、それぞれ1授業科目2単位以上、計6単位以上選択必修 |
| | 人間と社会 | | |
| | 健やかに生きる | | |
| | 自然と技術 | | |
| 個 別 科 目 | 人文・社会科学 | | |
| | 自然科学 | | |
| | 生命・保健科学 | | |
| | 情報科学 | | |
| 外 国 語 科 目 | 英 語 | | 経済実用英語 2 英語 (ネイティブ) 2 英語 (オラコン) 4 英語 (文法・作文) 4 英語 (読解) 4 英語 (検定) 4 } 4単位 選択必修 |
| | ドイツ語 | | |
| | フランス語 | | |
| | 中国語 | | |
| | 韓国語 | | |
| | ロシア語 | | |
| | スペイン語 | | |
| | イタリア語 | | |
| | 日本語 | | |
| 合 計 | | | 38 |

(注)「基礎英語」の修得単位については、卒業要件単位に算入できない。

- 一 ガイダンス科目（修学の方法Ⅰ）2単位は必修とする。
- 二 外国語科目の英語は、経済実用英語及び英語（ネイティブ）それぞれ2単位を含む計8単位を必修とする。
ただし、外国人留学生は、日本語科目の履修をもって外国語科目（英語）の単位に代えることができる。
- 三 主題科目は、4つの主題グループのうちから3つ以上を選択し、それぞれ1授業科目2単位、計6単位を必修とする。
- 四 その他の選択授業科目は、科目区分にかかわらず修得単位の合計22単位をもって卒業要件とする。

3 専門教育科目については、次の各号に定める単位を含めて86単位以上修得しなければならない。

| 科目区分 | | 授業科目 | 卒業要件単位数 |
|--------|--------|-------------------------------------|--|
| 専門教育科目 | 専門基礎科目 | 経済学部開講の専門基礎科目 | 12単位以上選択必修 |
| | 専門科目 | 2年次演習 卒業研究 ※会計プロフェッションコース必修科目 | 4単位必修 4単位必修 ※12単位必修 |
| | | 履修コースの専門科目 | 40単位以上選択必修 ※会計プロフェッションコースは 28単位以上選択必修 |
| | | 自由選択科目 | ・12単位を超えて修得した専門基礎科目 ・40単位を超えて修得した履修コースの選択必修科目及び履修コース以外の専門科目 ・他学部の専門教育科目（20単位を限度） |
| 合 計 | | | 86単位以上 |

注) ※印は会計プロフェッションコースのみ適用する。

(専門基礎科目)

- 一 専門基礎科目は、6科目12単位以上修得すること。
- 二 12単位を超えて修得した専門基礎科目の単位は、自由選択科目として卒業要件単位に算入できる。
- 三 他学部の専門基礎科目を修得した場合は、自由選択科目として卒業要件単位に算入できる。ただし、他学部の専門基礎科目には、教養教育科目（個別科目）へ読み替える科目がある。

(専門科目)

- 一 専門科目は、74単位以上修得すること。
 - 二 「2年次演習（4単位）」「卒業研究（4単位）」は必修とする。
会計プロフェッションコースは、別に6科目12単位を必修とする。
 - 三 履修コースの選択必修科目から20科目40単位以上修得すること。
会計プロフェッションコースは、履修コースの選択必修科目から14科目28単位以上修得すること。
 - 四 自由選択科目は、26単位以上修得すること。
 - 五 外国人留学生のうち、外国人留学生用の授業科目を修得した場合は、自由選択科目とする。
 - 六 他学部の専門教育科目の修得単位については、20単位を限度とし、自由選択科目として卒業要件単位に算入できる。ただし、他学部の専門教育科目には、教養教育科目へ読み替える科目がある。
- 4 「教育職員免許状の取得に係る教職に関する科目」及び「職業指導に関する科目」並びに「副専攻コース」の修得単位については、卒業要件単位に算入できない。

(演習)

第9条 演習は、2年次から4年次まで履修することができる。

2 2年次演習については、次のとおりとする。

- 一 2年次演習は4単位必修とし、選考方法は別に定める。
- 二 2年次演習は、主専攻演習及び副専攻演習の二つの演習の重複履修を認めることがある。
- 三 副専攻演習は、担当教員の許可を得て履修できる。

四 副専攻演習で履修した単位は、自由選択科目として卒業要件単位に算入する。

3 3年次演習については、次のとおりとする。

一 3年次演習は自由選択科目とし、担当教員の許可を得た上で履修できる。

二 3年次演習は、主専攻演習及び副専攻演習の二つの演習の重複履修を認めることがある。

三 副専攻演習は、担当教員の許可を得て履修できる。

(卒業研究)

第10条 卒業研究は、4年次に履修することができる。ただし、岡山大学経済学部早期卒業認定基準第3条を満たした早期卒業希望者は3年次での履修を認める。

2 卒業研究は4単位必修とし、担当教員の許可を得た上で履修できる。

3 卒業研究の単位については、4単位を限度とする。

(卒業論文)

第11条 卒業論文は、4年次に履修することができる。ただし、岡山大学経済学部早期卒業認定基準第3条を満たした早期卒業希望者は3年次での履修を認める。

2 卒業論文は自由選択科目とし、担当教員の許可を得た上で履修できる。

3 卒業論文の単位については、4単位を限度とする。

(履修の登録)

第12条 学期の始めの定められた期間に履修登録すること。

2 履修登録は、教養教育科目及び専門教育科目について学内パソコンよりWEB入力すること。

3 経済学部開講の集中講義科目は、前期履修登録期間に履修登録すること。ただし、他学部開講の集中講義科目の履修登録については、登録時期等を別途掲示する。

4 演習の履修手続きについては、手続時期等を別途掲示する。

5 他学部開講科目(教職関係科目を含む。)を履修しようとする者は、当該科目の開講される学部の時間割等で確認の上、履修登録すること。

6 授業時間の重複する授業科目を選択した場合には、そのいずれの科目についても無効とする。

(7) 岡山大学経済学部履修細則【夜間主コース】

(趣旨)

第1条 この細則は、岡山大学経済学部規程（平成16年岡大経規程第1号）の規定に基づき、岡山大学経済学部（以下「本学部」という。）夜間主コースにおける授業科目の履修方法について必要な事項を定めるものとする。

(教育課程)

第2条 本学部夜間主コースの教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

(Semester制)

第3条 本学部の授業は、「Semester制」にそって開講する。Semester制は半年を1学期とし、1学年を原則として前期及び後期の2学期に区分し、以後第4学年まで計8学期にわたり教育課程（カリキュラム）の編成を行う。

これらの学年、学期及びSemesterの関係は次のとおりである。

| 学年 | 第1学年 | | 第2学年 | | 第3学年 | | 第4学年 | |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| Semester | 第1Semester | 第2Semester | 第3Semester | 第4Semester | 第5Semester | 第6Semester | 第7Semester | 第8Semester |
| 期別 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 |

(教養教育科目)

第4条 教養教育科目の授業科目名及び履修方法等は別に定める。

(専門教育科目)

第5条 本学部で開講する専門教育科目は、次のとおりとし、対象年次に従い履修すること。

- 2 専門教育科目は、別に定めのない限り、同一名の授業科目を重複して履修することはできない。また、昼間コースと夜間主コース間において同一名の授業科目を重複して履修することもできない。
- 3 専門基礎科目の授業科目は次のとおりとする。

| 授 業 科 目 | | | | |
|----------|---------|---------|----------|----------|
| ミクロ経済学入門 | 社会思想史入門 | 統計解析法Ⅱ | 経営学入門 | 世界経済事情 |
| マクロ経済学入門 | 経済学史入門 | 現代日本経済史 | 経済・経営数学Ⅰ | 経済情報処理基礎 |
| 社会経済学入門 | 統計解析法Ⅰ | 会計学入門 | 経済・経営数学Ⅱ | |

- 4 専門科目の授業科目は次のとおりとする。

| 授 業 科 目 | | | |
|--------------|-----------|-----------|--------|
| ミクロ経済学Ⅰ | 財政学Ⅰ | 日本経済史 | 制度会計論Ⅱ |
| ミクロ経済学Ⅱ | 財政学Ⅱ | 東洋経済史 | 管理会計論Ⅰ |
| マクロ経済学Ⅰ | 地方財政論Ⅰ | 東アジア経済発展史 | 管理会計論Ⅱ |
| マクロ経済学Ⅱ | 地方財政論Ⅱ | 現代中国経済論Ⅰ | 財務会計論Ⅰ |
| 社会経済学 | 地域経済学 | 現代中国経済論Ⅱ | 財務会計論Ⅱ |
| 経済変動論Ⅰ | 都市経済学 | 西洋経済史 | 原価計算論Ⅰ |
| 経済変動論Ⅱ | 環境経済学 | アメリカ経済史 | 原価計算論Ⅱ |
| 経済学史 | 公共経済学 | 日本企業論Ⅰ | 数理経済学Ⅰ |
| 経済思想史 | 金融論 | 日本企業論Ⅱ | 数理経済学Ⅱ |
| 国際経済学Ⅰ | 金融システム論 | 経営戦略論Ⅰ | 特殊講義 |
| 国際経済学Ⅱ | 現代ファイナンスⅠ | 経営戦略論Ⅱ | 経済英語Ⅰ |
| 産業組織論Ⅰ | 現代ファイナンスⅡ | マーケティングⅠ | 経済英語Ⅱ |
| 産業組織論Ⅱ | 労働経済論Ⅰ | マーケティングⅡ | 2年次演習 |
| 経済統計学Ⅰ | 労働経済論Ⅱ | 国際経営Ⅰ | 3年次演習 |
| 経済統計学Ⅱ | 社会保障論Ⅰ | 国際経営Ⅱ | 4年次演習 |
| 計量経済学Ⅰ | 社会保障論Ⅱ | 経営組織論 | 就業体験実習 |
| 計量経済学Ⅱ | 世界経済論Ⅰ | リーダーシップ論 | 卒業論文 |
| 多変量解析法 | 世界経済論Ⅱ | モチベーション論 | |
| オペレーションズリサーチ | 開発途上国経済Ⅰ | 会計システムⅠ | |
| 経済政策論 | 開発途上国経済Ⅱ | 会計システムⅡ | |
| 日本経済論 | ヨーロッパ経済論 | 制度会計論Ⅰ | |

(履修コース)

第6条 本学部夜間主コースに、履修コースを置く。履修コースには「経済学コース」及び「政策学コース」の2コースがあり、第3セメスターに履修コースを決定する。

2 履修コースの選考方法等は別に定める。

(履修科目の上限設定)

第7条 本学部夜間主コースにおける履修科目の上限設定は、各年次において年間60単位(集中講義科目を除く。)とする。ただし、次の各号に留意すること。

一 夜間の授業科目は無制限

二 昼間の授業科目は年間20単位まで

2 卒業要件単位数に算入しない「教育職員免許状の取得に関する科目」及び「職業指導に関する科目」等の履修については、履修科目の上限には含まない。

(卒業要件単位数)

第8条 本学部夜間主コースの卒業要件単位数は、次の各項により定める単位を含めて合計124単位以上とする。

2 教養教育科目については、次の各号に定める単位を含めて38単位以上修得しなければならない。

| 科目区分 | | 授業科目及び単位数 | 卒業要件単位数 |
|-----------------------|---------|--|---|
| ガイダンス科目 | | 開講授業科目及びその単位数については、岡山大学教育開発センター長が学年の始めに公示する。 | 修学の方法Ⅰ 2 |
| 主 題 科 目 | 現代の課題 | | 4つの主題グループのうちから2つ以上を選択し、それぞれ1授業科目2単位以上、計4単位以上選択必修 |
| | 人間と社会 | | |
| | 健やかに生きる | | |
| | 自然と技術 | | |
| 個 別 科 目 | 人文・社会科学 | | |
| | 自然科学 | | |
| | 生命・保健科学 | | |
| | 情報科学 | | |
| 外 国 語 科 目 | 英 語 | | 経済実用英語 2 英語(ネイティブ) 2 英語(オラコン) 4 英語(作文・文法) 4 英語(読解) 4 英語(検定) 4 } 4単位 選択必修 |
| | ドイツ語 | | |
| | フランス語 | | |
| | 中国語 | | |
| | 韓国語 | | |
| | ロシア語 | | |
| | スペイン語 | | |
| | イタリア語 | | |
| 合 計 | | 38 | |

(注)「基礎英語」の修得単位については、卒業要件単位数に算入できない。

一 ガイダンス科目(修学の方法Ⅰ)2単位は必修とする。

二 外国語科目の英語は、経済実用英語及び英語(ネイティブ)それぞれ2単位を含む計8単位を必修とする。

三 主題科目は、4つの主題グループのうちから2つ以上を選択し、それぞれ1授業科目2単位、計4単位を必修とする。

四 その他の選択授業科目は、科目区分にかかわらず修得単位の合計24単位をもって卒業要件とする。

3 専門教育科目については、次の各号に定める単位を含めて86単位以上修得しなければならない。

| 科目区分 | 授業科目 | 卒業要件単位数 | |
|--------|---|--|---------------------------------|
| | | 経済学コース | 政策学コース |
| 専門基礎科目 | 経済学部夜間主コースの専門基礎科目 及び 経済学部昼間コースの専門基礎科目 | 8単位以上選択必修 | |
| 専門科目 | 2年次演習 | 4単位必修 | |
| | 経済学部夜間主コースの専門科目 及び 経済学部昼間コースの専門科目（講義のみ） | 特に定めは無し | |
| | 法学部夜間主コースの専門科目（講義のみ） 及び 法学部昼間コースの専門科目（講義のみ） | 全く修得しなくても 良いし、修得した場 合は20単位まで要 件とする。 | 20単位必修とし、 最大36単位まで要 件とする。 |
| 合 計 | | 86 | |

（専門基礎科目）

一 専門基礎科目は、4科目8単位以上修得すること。

二 8単位を超えて修得した専門基礎科目の単位は、専門科目の選択科目として卒業要件単位数に算入できる。

（専門科目）

一 専門科目は、78単位以上修得すること。

二 「2年次演習（4単位）」は必修とする。

三 経済学コースは、法学部の専門科目（講義のみ）の修得単位については、20単位を限度として卒業要件単位数に算入できる。

四 政策学コースは、法学部の専門科目（講義のみ）を20単位選択必修とし、36単位を限度として卒業要件単位数に算入できる。

4 「教育職員免許状の取得に関する科目」及び「職業指導に関する科目」等の修得単位については、卒業要件単位数に算入できない。

5 その他、本細則第9条の他学部（他コース）開設科目の履修制限及び卒業要件算入単位数の制限を受ける。

（他学部（他コース）開設科目の履修制限等）

第9条 他学部（他コース）開設科目の履修制限及び卒業要件算入単位数については、次のとおりとする。

| 科目区分 開設学部等 | 教養教育科目 | 専門基礎科目 | 専門科目 | 卒業要件算入単位数（注1） | |
|-----------------|--------|------------------------------------|---------|---|--------|
| | | | | 経済学コース | 政策学コース |
| 昼間開講の教養教育科目 | ○（注2） | | | 10単位を限度（注3） | |
| 経済学部（昼間コース） | / | ○ | ○（講義のみ） | } 合わせて30単位を限度 （ただし法（昼）につい ては、10単位を限度）（注4） | |
| 法学部（昼間コース） | | × | ○（講義のみ） | | |
| 法学部（夜間主コース） | | ×（注5） | ○（講義のみ） | | |
| 文学部 | | 教育職員免許状取得に関する 科目のみ ○ （卒業要件外） | | | |
| 教育学部 | | | | | |
| 上記以外の学部の専門教育科目は | | | | × | |

- (注1) 卒業要件算入単位数は4年次までの通算とする。なお、履修の結果、卒業要件単位数を超えて修得した場合は、その超えた単位数は卒業要件単位数には算入しない。
- (注2) 昼間開講の他学部開講専門教育科目のうち、全ての学部の学生を履修対象として開講している授業科目（昼間の教養教育科目履修の手引・授業時間表を参照）を履修し、修得した場合は（注3）の10単位に含め、卒業要件単位数（教養教育科目）に算入する。
- (注3) 昼間の教養教育科目は、4年間で10単位を限度として卒業要件単位数に算入する。
履修できる授業科目は、経済学部昼間コース学生と同様とする。ただし、ガイダンス科目、情報処理入門、英語、ドイツ語、フランス語、中国語は履修できない。
- (注4) 経済学部と法学部（専門科目のみ）開講の昼間の専門教育科目は、4年間で合わせて30単位（法学部開講科目は10単位を限度）を限度として卒業要件単位数に算入する。
- (注5) 法学部夜間主コースの専門基礎科目のうち、経済学部夜間主学生コースも履修対象として開講している授業科目（夜間の教養教育科目履修の手引を参照）を履修し、単位を修得した場合は、卒業要件単位数（教養教育科目の個別科目）に算入する。

（演習）

第10条 演習は、2年次から4年次まで履修することができる。

2 2年次演習については、次のとおりとする。

- 一 2年次演習は4単位必修とし、選考方法は別に定める。
- 二 2年次演習は、主専攻演習及び副専攻演習の二つの演習の重複履修を認めることがある。
- 三 副専攻演習は、担当教員の許可を得て履修できる。
- 四 副専攻演習で修得した単位は、専門科目の選択科目として卒業要件単位数に算入する。

3 3年次演習及び4年次演習については、次のとおりとする。

- 一 3年次演習及び4年次演習はそれぞれ専門科目の選択科目とし、担当教員の許可を得て履修できる。
- 二 3年次演習及び4年次演習は、主専攻演習及び副専攻演習の二つの演習の重複履修を認めることがある。
- 三 副専攻演習は、担当教員の許可を得て履修できる。
- 四 修得した単位は、専門科目の選択科目として卒業要件単位数に算入する。

（卒業論文）

第11条 卒業論文は、4年次に履修することができる。

2 卒業論文は専門科目の選択科目とし、担当教員の許可を得た上で履修できる。

3 卒業論文の単位については、4単位を限度とする。

4 卒業論文の履修に際しては、4年次演習を合わせて履修することが好ましい。

（履修の登録）

第12条 学期の始めの定められた期間に履修登録すること。

2 履修登録は、教養教育科目及び専門教育科目について学内パソコンよりWEB入力すること。

3 経済学部開講の集中講義科目は、前期履修登録期間に履修登録すること。ただし、他学部開講の集中講義科目の履修登録については、登録時期等を別途掲示する。

4 演習の履修手続きについては、手続時期等を別途掲示する。

5 昼間コース及び他学部開講科目（教職関係科目を含む。）を履修しようとする者は、当該科目が開講される学部の時間割等で確認の上、履修登録すること。

6 授業時間の重複する授業科目を選択した場合には、そのいずれの科目についても無効とする。

(8) 放送大学との単位互換の実施に関する内規

(趣旨)

第 1 条 この内規は、岡山大学経済学部規程（平成 16 年岡大経第 1 号。以下「学部規程」という。）第 21 条または岡山大学経済学部第二部規程（平成 7 年岡山大学経済学部規程第 4 号。以下「第二部規程」という。）第 10 条の規定による放送大学との単位互換の実施に関し必要な事項を定める。

(授業科目の公示)

第 2 条 学生が履修可能な放送大学の授業科目は、前年度の 12 月に公示する。

(授業科目の履修)

第 3 条 学生が放送大学の授業科目を履修する場合は、所定の期日までに特別聴講学生出願票を提出しなければならない。

(特別聴講)

第 4 条 放送大学の特別聴講学生として授業科目の履修を希望する学生の出願（科目登録）、履修、単位修得等については、放送大学の定めるところによる。

(単位の認定)

第 5 条 放送大学の特別聴講学生として修得した単位は、学部規程第 25 条第 1 項ただし書きまたは第二部規程第 13 条ただし書きの規定に基づき、別表第 1 に定める科目区分に応じて、卒業資格単位として認定する。ただし、この場合 30 単位を超えないものとする。

2 前項の規定により単位を認定された授業科目の成績評価の表示は、「認定」とする。また、科目名の前に「(放)」を表示し、他の修得科目と区分する。

附 則

1 この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 20 年度の放送大学授業科目について、この内規の施行日以後に単位を認定する場合は、第 5 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(9) 岡山大学経済学部夜間主コース長期履修に関する取扱い内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学経済学部規程（平成16年岡大経規程第1号）第8条第2項の規定に基づき、標準修業年限を超えて一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 長期履修を申請することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- 一 本学部夜間主コースに入学する者又は入学後1年未満の者
- 二 就業者（ただし、原則として、アルバイト・パート等の非常勤雇用者は除く。）

(長期履修期間及び最長在学年限)

第3条 長期履修の期間は、5年とする。ただし、第3年次編入学生については、3年とする。

2 最長在学年限は、岡山大学学則（平成16年岡大則第2号）第5条に規定する年限とする。

(申請手続)

第4条 長期履修の申請手続は、入学する者にあつては各試験種別の入学手続期間までに、入学後1年未満の者にあつては入学年度の2月末日までに、次の各号に掲げる書類を学部長に提出するものとする。

- 一 長期履修申請書（所定様式）
- 二 在職を証明するもの（任意様式）

(長期履修期間の変更)

第5条 長期履修期間の変更（標準修業年限への変更）は、1年次の2月末日までに長期履修期間変更申請書（所定様式）を学部長に提出するものとする。

(審査及び許可)

第6条 前2条の申請に係る審査は、教務委員会において行い、教授会の議を経て、学部長が許可する。

(授業履修の指導)

第7条 指導教員は学生の長期履修期間に応じて授業履修が計画的に行われるよう必要な指導を行うものとする。

(その他)

第8条 この内規の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(11) 経済学部成績評価基準

- 1 1回の試験だけで成績評価することはしない。すなわち、小テスト、レポート、講義中の報告・発表、出欠の度合いなど、多様な方法を組み合わせて評価する。
評価における期末試験の比重は、原則として評価対象諸要素合計の6割以内とする。
- 2 評価に際しては、評価基準、模範解答、採点講評、得点分布などを学生に示す。
- 3 成績評価に関する学生の疑義提起には応じる。もとより単なる懇願の類に関しては、この限りではない。

(12) 入学前の既修得単位の認定に関する内規

第1条 この内規は岡山大学経済学部規程（平成16年4月1日制定。以下「学部規程」という。）第23条の規定により、入学前の既修得単位の認定に関する必要な事項について定める。

第2条 既修得単位の認定の申請資格は、次のとおりとする。

- 一 大学（外国の大学を含む。）若しくは短期大学（外国の短期大学を含む。）を卒業又は退学した者
- 二 科目等履修生として単位を修得した者

第3条 認定することができる授業科目の区分等及び認定単位の上限は、次のとおりとする。

- 一 教養教育科目 個別科目
 - 人文・社会科学) 16単位
 - 自然科学
 - 生命・保健科学 2単位
 - 情報科学 2単位
- 二 教養教育科目 外国語科目
 - 英語 6単位
 - 英語以外の外国語 4単位
- 三 専門教育科目 20単位

第4条 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

- 一 申請書（所定の用紙）
- 二 卒業証明書又は在籍期間証明書
- 三 成績証明書及び講義内容を明示したもの（講義要項等）

第5条 認定は、成績証明書等により単位の修得が確認できるものについて、書類審査をもって行う。

第6条 認定された授業科目の単位数については、学部規程第23条第2項に基づき、卒業要件単位数に算入する。

- 2 成績の表示は「認定」とする。

(13) 外部検定試験等による単位認定基準に関する取扱要項

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定
改正 平成18年 2月22日
平成19年 1月24日
平成19年 2月28日
平成19年12月 5日
平成20年 4月16日
平成21年 1月28日

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学における教養教育科目の外国語科目に係る外部検定試験等による単位認定に関する基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象科目・外部検定試験等)

第2条 単位認定の対象となる授業科目及び外部検定試験等は、別表第1から別表第6のとおりとする。

- 2 大学間交流協定に基づく語学研修の学修成果に係る取扱いは、別表第7のとおりとする。
- 3 前2項において、平成10年度以前入学者については、平成11年度入学者に係る取扱いを準用することができる。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に係る取扱いは、平成18年度に実施される語学研修プログラムより適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年1月28日から施行する。

別表第1の1 (平成20年度以降入学者適用)

| 科目 | 認定の対象とする外部検定試験等 | 合格基準 | 認定する授業科目・単位数 |
|--|--|---|---|
| 英語 | 【英語関係Ⅰ】 Test of English for International Communication (TOEIC, IPを含む) | 470～585点 (OT3) | 別表第1附表-1の③から⑥の中より選択 2単位 |
| | | 590～725点 (OT2) | 別表第1附表-1の③から⑥の中より選択 4単位 |
| | 実用英語技能検定 (英検) 国際連合公用語・英語検定試験 (国連英検) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・PBT, ITPを含む) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・CBT) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・iBT) | 準1級 | 別表第1附表-2の①から⑥の中より 選択 4単位 |
| | | B級 | |
| | | 500点以上 | |
| | | 173点以上 | |
| 【英語関係Ⅱ】 Test of English for International Communication (TOEIC, IPを含む) | 730点以上 (OT1) | 英語(ネイティブ) 2単位 及び 別表第1附表-1の③から⑥の中より選択 4単位 | |
| | 実用英語技能検定 (英検) 国際連合公用語・英語検定試験 (国連英検) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・PBT, ITPを含む) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・CBT) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・iBT) | 1級 | 別表第1附表-2の①から⑥の中より 選択 8単位 |
| A級 | | | |
| 550点以上 | | | |
| 213点以上 | | | |
| ドイツ語 | ドイツ語技能検定試験 (独検) | 5級 | ドイツ語初級Ⅰ(文法)又は ドイツ語初級Ⅰ(読本) 2単位 |
| | | 4級 | ドイツ語初級Ⅰ(文法) ドイツ語初級Ⅰ(読本) ドイツ語初級Ⅱ(文法) ドイツ語初級Ⅱ(読本) ドイツ語初級Ⅰ(総合) } 4単位 |
| | | 3級以上 | ドイツ語初級Ⅰ(文法) ドイツ語初級Ⅰ(読本) ドイツ語初級Ⅱ(文法) ドイツ語初級Ⅱ(読本) ドイツ語初級Ⅰ(総合) ドイツ語初級Ⅱ(総合) ドイツ語中級 } 8単位 |
| フランス語 | 実用フランス語技能検定試験 (仏検) | 5級 | フランス語初級Ⅰ(文法)又は フランス語初級Ⅰ(読本) 2単位 |
| | | 4級 | フランス語初級Ⅰ(文法) フランス語初級Ⅰ(読本) フランス語初級Ⅱ(文法) フランス語初級Ⅱ(読本) フランス語初級Ⅰ(総合) } 4単位 |
| | | 3級以上 | フランス語初級Ⅰ(文法) フランス語初級Ⅰ(読本) フランス語初級Ⅱ(文法) フランス語初級Ⅱ(読本) フランス語初級Ⅰ(総合) フランス語初級Ⅱ(総合) フランス語中級 } 8単位 |

別表第1の2（平成20年度以降入学者適用）

| 科目 | 認定の対象とする外部検定試験等 | 合格基準 | 認定する授業科目・単位数 |
|-------|-----------------|-------------------|---|
| 中国語 | (HSK) | 基礎1級 | 中国語初級Ⅰ（文法） 又は 中国語初級Ⅰ（読本） 2単位 |
| | | 基礎2級 | 中国語初級Ⅰ（文法） 中国語初級Ⅰ（読本） 中国語初級Ⅱ（文法） 中国語初級Ⅱ（読本） } 4単位 |
| | | 基礎3級及び 初中等1級以上 | 中国語初級Ⅰ（文法） 中国語初級Ⅰ（読本） 中国語初級Ⅱ（文法） 中国語初級Ⅱ（読本） 中国語中級 } 8単位 |
| 韓国語 | 韓国語能力試験 | 1級 | 韓国語初級Ⅰ（文法） 韓国語初級Ⅰ（読本） 韓国語初級Ⅱ（文法） 韓国語初級Ⅱ（読本） 韓国語初級Ⅰ（総合） } 4単位 |
| | | 2級以上 | 韓国語初級Ⅰ（文法） 韓国語初級Ⅰ（読本） 韓国語初級Ⅱ（文法） 韓国語初級Ⅱ（読本） 韓国語初級Ⅰ（総合） 韓国語初級Ⅱ（総合） 韓国語中級 } 8単位 |
| スペイン語 | スペイン語技能検定 | 6級 | スペイン語初級Ⅰ（文法） 又は スペイン語初級Ⅰ（読本） 2単位 |
| | | 5級 | スペイン語初級Ⅰ（文法） スペイン語初級Ⅰ（読本） スペイン語初級Ⅱ（文法） スペイン語初級Ⅱ（読本） } 4単位 |
| | | 4級以上 | スペイン語初級Ⅰ（文法） スペイン語初級Ⅰ（読本） スペイン語初級Ⅱ（文法） スペイン語初級Ⅱ（読本） スペイン語中級 } 8単位 |
| イタリア語 | 実用イタリア語検定 | 5級 | イタリア語初級Ⅰ（文法） 又は イタリア語初級Ⅰ（読本） 2単位 |
| | | 4級 | イタリア語初級Ⅰ（文法） イタリア語初級Ⅰ（読本） イタリア語初級Ⅱ（文法） イタリア語初級Ⅱ（読本） } 4単位 |
| | | 3級以上 | イタリア語初級Ⅰ（文法） イタリア語初級Ⅰ（読本） イタリア語初級Ⅱ（文法） イタリア語初級Ⅱ（読本） イタリア語中級 } 8単位 |

- 備考 1 成績の取り扱いは「認定」とする。
 2 外部検定試験等による単位認定は、一外国語につき8単位を限度とする。
 3 英語に関しては、【英語関係Ⅰ】と【英語関係Ⅱ】は重複して単位認定の対象とする。
 4 外部検定試験等による単位認定は、同一科目名の繰り返し履修が可能な授業科目を除いて、一つの授業科目について1回限りとする。

別表第1附表-1 (平成20年度以降入学者適用)

| 項番 | 授業科目名 | 備考 |
|----|--------------------|---|
| ① | 経済実用英語 英語 (工学部) | ・経済学部についてはOT1, OT2及びOT3 (470点以上) の認定対象科目に含める ・工学部についてはOT1 (730点以上) の認定対象科目に含める |
| ② | 英語 (ネイティブ) | ・薬学部についてはOT2 (590点~725点) の認定対象科目に含める ・工学部についてはOT2 (590点~725点) の認定対象科目に含める |
| ③ | 英語 (オラコン) | OT1 OT2 OT3 |
| ④ | 英語 (作文・文法) | |
| ⑤ | 英語 (読解) | |
| ⑥ | 英語 (検定) | |

別表第1附表-2 (平成20年度以降入学者適用)

| 項番 | 授業科目名 |
|----|--|
| ① | 英語 (文学部) 英語 (教育学部) 英語 (法学部) 経済実用英語 英語 (理学部) 英語 (基礎医用英語) 英語 (工学部) 英語 (環境理工1) 英語 (環境理工2) 英語 (環境理工3) 英語 (環境理工4) 英語 (MPコース) |
| ② | 英語 (ネイティブ) |
| ③ | 英語 (オラコン) |
| ④ | 英語 (作文・文法) |
| ⑤ | 英語 (読解) |
| ⑥ | 英語 (検定) |

別表第7 (大学間交流協定に基づく語学研修の学修成果に係る取扱い)

| 語学研修大学名 | 合格基準 | 認定科目 | 認定単位数 | 備考 |
|---------|---------------------------|---|-------------------|----------------------|
| 南オレゴン大学 | 南オレゴン大学の成績評価 D (下級) 以上 | 教養教育科目 外国語科目 英語 又は 専門教育科目 (認定科目の指定は各学部の定めに委ねる) | 2単位 | 平成11年度以降 入学者より適用 |
| アデレード大学 | アデレード大学の成績評価 D以上 | 教養教育科目 外国語科目 英語 又は 専門教育科目 (認定科目の指定は各学部の定めに委ねる) | 4単位まで | 平成11年度以降 入学者より適用 |
| 成均館大学校 | 成均館大学校の成績評価 60点以上 | | | |
| | ①初級1クラス | 朝鮮語初級Ⅱ 朝鮮語初級Ⅱ | 2単位 2単位 | 平成11年度～平 成15年度入学者 |
| | ②初級2クラス以上 | 朝鮮語中級 朝鮮語中級 | 2単位 2単位 | |
| | ①初級1クラス | 朝鮮語初級Ⅱ (文法) 朝鮮語初級Ⅱ (読本) | 2単位 2単位 | 平成16年度～平 成18年度入学者 |
| | ②初級2クラス以上 | 朝鮮語中級 朝鮮語中級 又は 朝鮮語初級Ⅱ (総合) | 2単位 2単位 4単位 | |
| | ①初級1クラス | 韓国語初級Ⅱ (文法) 韓国語初級Ⅱ (読本) | 2単位 2単位 | 平成19年度以降 入学者 |
| | ②初級2クラス以上 | 韓国語中級 韓国語中級 又は 韓国語初級Ⅱ (総合) | 2単位 2単位 4単位 | |

別表第1及び第2参考 (平成19年度以降入学者適用)

外部検定試験等による単位認定について

- 入学時TOEIC-IPで470点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、他のTOEIC(例:カレッジTOEIC)で590点を取得(【英語関係I】の合格基準)した場合

| | | | |
|---------------|-----------|---------|------|
| TOEIC-IP 470点 | 英語(オラコン) | 認定(2単位) | |
| TOEIC-IP 590点 | 英語(作文・文法) | 認定(2単位) | 計4単位 |

※【英語関係I】の単位認定の上限は4単位のため、6単位として認定はしない

- 入学時TOEIC-IPで470点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、英検で準1級を取得(【英語関係I】の合格基準)した場合

| | | | |
|---------------|-----------|---------|------|
| TOEIC-IP 470点 | 英語(オラコン) | 認定(2単位) | |
| 英検準1級 | 英語(作文・文法) | 認定(2単位) | 計4単位 |

※【英語関係I】の単位認定の上限は4単位のため、6単位として認定はしない

- 入学時TOEIC-IPで470点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、他のTOEIC(例:カレッジTOEIC)で730点を取得(【英語関係II】の合格基準)した場合

| | | | |
|---------------|-----------|---------|------|
| TOEIC-IP 470点 | 英語(オラコン) | 認定(2単位) | |
| TOEIC-IP 730点 | 英語(作文・文法) | 認定(2単位) | |
| | 英語(検定) | 認定(2単位) | 計6単位 |

※TOEIC【英語関係I及びII】の単位認定の上限は6単位のため、8単位として認定はしない

- 入学時TOEIC-IPで470点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、国連英検でA級を取得(【英語関係II】の合格基準)した場合

| | | | |
|---------------|----------|---------|------|
| TOEIC-IP 470点 | 英語(オラコン) | 認定(2単位) | |
| 国連英検A級 | 英語(教育学部) | 認定(2単位) | |
| | 英語(読解) | 認定(2単位) | |
| | 英語(検定) | 認定(2単位) | 計8単位 |

※単位認定は一外国語につき8単位が限度のため、10単位として認定はしない

- 入学時TOEIC-IPで590点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、他のTOEIC(例:カレッジTOEIC)で700点を取得(【英語関係I】の合格基準)した場合

| | | | |
|---------------|-----------|---------|------|
| TOEIC-IP 590点 | 英語(オラコン) | 認定(2単位) | |
| | 英語(作文・文法) | 認定(2単位) | 計4単位 |

TOEIC-IP 700点

※【英語関係I】の単位認定の上限は4単位のため、8単位として認定はしない

- 入学時TOEIC-IPで590点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、英検で準1級を取得(【英語関係I】の合格基準)した場合

| | | | |
|---------------|-----------|---------|------|
| TOEIC-IP 590点 | 英語(オラコン) | 認定(2単位) | |
| | 英語(作文・文法) | 認定(2単位) | 計4単位 |

英検準1級

※【英語関係I】の単位認定の上限は4単位のため、8単位として認定はしない

- 入学時TOEIC-IPで590点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、他のTOEIC(例:カレッジTOEIC)で730点を取得(【英語関係II】の合格基準)した場合

| | | | |
|---------------|-----------|---------|------|
| TOEIC-IP 590点 | 英語(オラコン) | 認定(2単位) | |
| | 英語(作文・文法) | 認定(2単位) | |
| TOEIC-IP 730点 | 英語(読解) | 認定(2単位) | 計6単位 |

※TOEIC【英語関係I及びII】の単位認定の上限は6単位のため、10単位として認定はしない

- 入学時TOEIC-IPで590点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、国連英検でA級を取得(【英語関係II】の合格基準)した場合

| | | | |
|---------------|-----------|---------|--|
| TOEIC-IP 590点 | 英語(オラコン) | 認定(2単位) | |
| | 英語(作文・文法) | 認定(2単位) | |
| 国連英検A級 | 英語(理学部) | 認定(2単位) | |

英語（検定） 認定（2単位） 計8単位

※単位認定は一外国語につき8単位が限度のため、12単位として認定はしない

- 入学時TOEIC-IPで730点を取得（【英語関係Ⅱ】の合格基準）した後、英検で1級を取得（【英語関係Ⅱ】の合格基準）した場合

TOEIC-IP 730点 英語（ネイティブ） 認定（2単位）
英語（オラコン） 認定（2単位）
英語（作文・文法） 認定（2単位）
英検1級 英語（教育学部） 認定（2単位） 計8単位
※単位認定は一外国語につき8単位が限度のため、14単位として認定はしない

- 仏検5級に合格した後、仏検4級に合格し、そのうえでさらに仏検3級に合格した場合

仏検5級 フランス語初級Ⅰ（文法）、フランス語初級Ⅰ（読本） から認定 計2単位

仏検4級 フランス語初級Ⅰ（文法）、フランス語初級Ⅰ（読本）、
フランス語初級Ⅱ（文法）、フランス語初級Ⅱ（読本）、
フランス語初級Ⅰ（総合） のうち認定済みの授業科目以外から認定 計4単位

そのうえでさらに仏検3級に合格した場合
. フランス語初級Ⅰ（文法）、フランス語初級Ⅰ（読本）、
フランス語初級Ⅱ（文法）、フランス語初級Ⅱ（読本）、
フランス語中級 のうち認定済みの授業科目以外から認定 計2単位

※単位認定は一外国語につき8単位が限度のため、認定可能な単位は2単位となる

- 仏検5級を受けずに仏検4級に合格し、そのうえでさらに仏検3級に合格した場合

仏検4級 フランス語初級Ⅰ（文法）、フランス語初級Ⅰ（読本）、
フランス語初級Ⅱ（文法）、フランス語初級Ⅱ（読本）、
フランス語初級Ⅰ（総合） から認定 計4単位

そのうえでさらに仏検3級に合格した場合
. フランス語初級Ⅰ（文法）、フランス語初級Ⅰ（読本）、
フランス語初級Ⅱ（文法）、フランス語初級Ⅱ（読本）、
フランス語初級Ⅰ（総合）、フランス語初級Ⅱ（総合）、
フランス語中級 のうち認定済みの授業科目以外から認定 計4単位

※単位認定は一外国語につき8単位が限度のため、12単位として認定はしない

- 仏検5級、4級を受けずに仏検3級に合格した場合

仏検3級 フランス語初級Ⅰ（文法）、フランス語初級Ⅰ（読本）、
フランス語初級Ⅱ（文法）、フランス語初級Ⅱ（読本）、
フランス語初級Ⅰ（総合）、フランス語初級Ⅱ（総合）、
フランス語中級 から認定 計8単位

- 独検、中国語漢語水平考試、スペイン語技能検定、実用イタリア語検定についても、仏検と同様に単位認定を行う。

- 韓国語能力試験1級に合格した後、韓国語能力試験2級に合格した場合

韓国語能力試験1級 韓国語初級Ⅰ（文法）、韓国語初級Ⅰ（読本）、
韓国語初級Ⅱ（文法）、韓国語初級Ⅱ（読本）、
韓国語初級Ⅰ（総合） から認定 計4単位

韓国語能力試験2級 韓国語初級Ⅰ（文法）、韓国語初級Ⅰ（読本）、
韓国語初級Ⅱ（文法）、韓国語初級Ⅱ（読本）、
韓国語初級Ⅰ（総合）、韓国語初級Ⅱ（総合）、
韓国語中級 のうち認定済みの授業科目以外から認定 計4単位

※単位認定は一外国語につき8単位が限度のため、12単位として認定はしない

- 韓国語能力試験1級を受けずに韓国語能力試験2級に合格した場合

韓国語能力試験2級 韓国語初級Ⅰ（文法）、韓国語初級Ⅰ（読本）、
韓国語初級Ⅱ（文法）、韓国語初級Ⅱ（読本）、
韓国語初級Ⅰ（総合）、韓国語初級Ⅱ（総合）、
韓国語中級 から認定 計8単位

(14) 卒業論文について

- 1 論文提出予定者は、指導教員と相談の上、定められた期日までに「卒業論文題目届」を 教務学生係まで提出すること。
- 2 昼間コースについては、論文を、1月31日午後5時までに、夜間主コースについては1月31日午後9時までに教務学生係まで提出すること。
なお、当日が休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。）の場合は、その前日とし、連休となる場合は、最初の休日の前日とする。
- 3 卒業論文の評価は、次の項目等について、総合的に行うものとする。
 - 一 論文にふさわしい形式と内容を備えているか。
 - 二 必要な調査や実験、または文献の収集を行い、かつ適切な分析が行われているか。
 - 三 論文のテーマ、目的、方法が明確であるか。また、論旨が明瞭であり、かつ言語表現が適切であるか。
 - 四 公開審査において質問に適切に答えられたか。なお、論文の形式等については、担当の教員が指示するものとする。

(15) 試 験 心 得

試験は通常、その授業が行われた学期の終わりに実施するが、担当教員によっては、授業時間中に行うことがある。また、学期末試験を実施せずに、平常の成績等をもって試験に代えることもある。試験の受験に関する注意事項は下記のとおりであるので、充分熟読した上受験すること。

- 1 試験の時間割及び試験室の指定は、掲示により通知する。
- 2 履修登録されていない科目については、試験を受けることができない。
- 3 試験室への入室は試験開始時刻から20分まで認める。開始後20分は退室できない。
- 4 試験室の着席について監督者の指示がある場合には、その指示に従うこと。
- 5 試験に際しては学生証を所持し、試験中机上に提示しておくこと。
学生証を忘れた場合は受験できないことがあるので注意すること。
- 6 試験に際してあらかじめ許可されたもの以外のものを使用してはならない。
- 7 答案用紙は必ず提出すること。たとえ白紙の答案であっても持ち帰ることはできない。
なお、書き損じた答案用紙については、はっきり×印を付し、答案とは別に提出すること。
- 8 以上のほか試験室では、すべて監督者の指示に従わなければならない。
- 9 試験中の誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。不正行為が判明した場合には、学則の定めるところにより懲戒する。さらにその期において実施する試験科目のうち、その時間以後の受験を認めない。
ここにいう懲戒とは、通常は無期停学または退学を意味する。また、停学の場合は、通常は最低半年以上の卒業延期となる。
- 10 携帯電話、PHS、計算機などのメモ機能、通信機能を備えた機器は電源を切ってから、かばんなどに入れること。
机の上に置いてある場合は使用していても不正行為と見なすので十分注意すること。
- 11 病気その他止むを得ない事由により、学期末試験の追試験を希望する者は、その事由が発生した時点で直ちに教務委員会（教務学生係）に願い出た後、授業担当教員の許可を得なければならない。ただし、追試験の希望に際しては、以下の点に留意すること。
 - ① 電車の遅延や就職の筆記・面接試験等は止むを得ない事由に含まれるが、会社説明会は含まれない。具体的には教務委員会（教務学生係）で確認すること。
 - ② 追試験の願い出については、事由を明記した追試験願（所定用紙）に診断書又は証明書等を添付し、教務委員会（教務学生係）で追試験受験資格の確認を受けた後、授業担当教員に連絡をとり、その指示に従わなければならない。
 - ③ 連絡が遅れた場合は、追試験受験資格の有無にかかわらず、追試験の受験ができないことがある。
 - ④ 追試験の願い出において不正が判明した場合は、学則の定めるところにより懲戒する。ここにいう懲戒とは、通常は無期停学または退学を意味する。また、停学の場合は、通常は最低半年以上の卒業延期となる。

(16) 留学に伴う取扱いについて

- 1 岡山大学学則第32条に基づき、必要な事項を定める。
- 2 本学部での専門教育科目の履修手続き等については、次のとおりとする。
 - 一 渡航前に履修していた通年ものの科目の場合は、帰国後も同一教員・同一科目についてのみ引き続いての履修を認める。
 - 二 前・後期開講科目及び集中講義科目中、履修可能な科目について履修手続きを認める。
- 3 留学大学での修得単位の取扱いについて
 - 一 留学大学での修得単位は、経済学部規程21条の規定により60単位を限度とし教授会の議を経て、本学部での修得単位として認定する。
 - 二 渡航前に、留学大学における履修について、教務学生係で事前指導を受けるものとする。

(17) 演習室の授業時間以外における使用心得

この使用心得は、文・法・経済学部1号館3階の演習室（3-1～6，8～11，13，14の演習室。）及び文化科学系総合研究棟2階の演習室（1～6の演習室）（以下「共通演習室」という。）の授業時間以外における学生の使用について定めるものとする。

なお、各学部の演習室の使用については、それぞれの学部の定めるところによる。

1 使用目的

授業に関する学習等のために複数名で使用するものとする。

2 使用者

使用できる学生は、以下の学生とする。

- (1) 文学部、法学部及び経済学部の学生
- (2) 社会文化科学研究科（文学研究科，法学研究科，経済学研究科及び文化科学研究科が存続する間当該研究科を含む。）の学生
- (3) 法務研究科の学生

3 使用時間

- (1) 平日8時40分から20時50分までとする。
- (2) 土曜日、日曜日及び休日の使用は、原則として認めない。

4 使用の届出及び鍵の授受

- (1) 共通演習室の使用にあたっては、教務学生係に事前に届け出ること。なお、共通演習室は授業を優先使用とするので、届けていた共通演習室が、補講等により授業に使用されることになった場合には使用できない。
- (2) 授業の休業期間（夏季休業等）中は、共通演習室は施錠状態にあるので、開始と終了の都度、教務学生係から鍵を授受すること。

5 使用上の注意

- (1) 他の迷惑にならないよう静粛にすること。
- (2) 火気には厳重に注意すること。
- (3) 建物や器物を損傷しないように充分注意すること。もし、建物や器物を損傷したときは、使用者が一切の責任を負うこと。
- (4) ビラをはるなど汚損行為をしないこと。
- (5) 使用後は必ず部屋の内部を整理整頓し、退室の際は消灯すること。
- (6) 文化科学系総合研究棟の共通演習室は、平日8時から21時以外の間は施錠状態（授業の休業期間を除く）にあるので、使用時間は厳守すること。

以上の使用心得を守らない場合、その他管理上支障があると認められる場合には、使用を禁止することがある。